

自転車のルールを守りましょう

携帯電話の使用

携帯電話やスマートフォンを手に持って**通話したり**画面を注視しながら運転してはいけません



音楽等を聞きながらの運転

イヤフォンを利用して音楽を聞くなど、**周囲の音が聞こえない状態**で自転車を運転してはいけません



傘差し運転

ハンドル・ブレーキ等を確実に操作できなくなるため、**傘をさして**の運転は**いけません**



横断歩道上を通行する際の注意

歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、**自転車に乗ったまま**通行してはいけません



並進走行の禁止

他の自転車と並んで通行してはいけません。一列で通行しましょう



横断歩道の歩行者優先



歩行者が横断歩道を横断中または横断しようとしている場合は**歩行者が優先**です

県条例により

自転車保険加入が義務化されています

自転車の点検・整備の励行と、もしもの時に備えて保険に加入しましょう。

販売店で防犯登録*をする

*法律で義務となっています

防犯登録

AA0000

長野県警察

ネットショッピング等で購入したり、人からもらった自転車は、防犯登録がされていないことがあります。その場合は最寄りの自転車販売店(自転車防犯登録店)で防犯登録手続きができます。

自転車に乗るなら必ずやっておきたい2つの事

鍵を複数個つけて施錠する

2個以上の鍵をつけると断然盗まれにくくなります

2個以上施錠された自転車は盗むまでに時間がかかるので、泥棒もターゲットにづらくなります。



自転車も乗れば車の仲間入り



新しくなった自転車安全利用五則を守って楽しく自転車に乗ろう

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認



「止まれ」標識のある場所では必ず一時停止

3 夜間はライトを点灯



★前方の安全確認

反射材や明るい色の服を身に付けましょう

★周囲に存在を知らせる

4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



頭を守る



長野県 自転車条例

検索

問い合わせ先

松本市役所自転車推進課

電話 0263-34-3245

(通話)

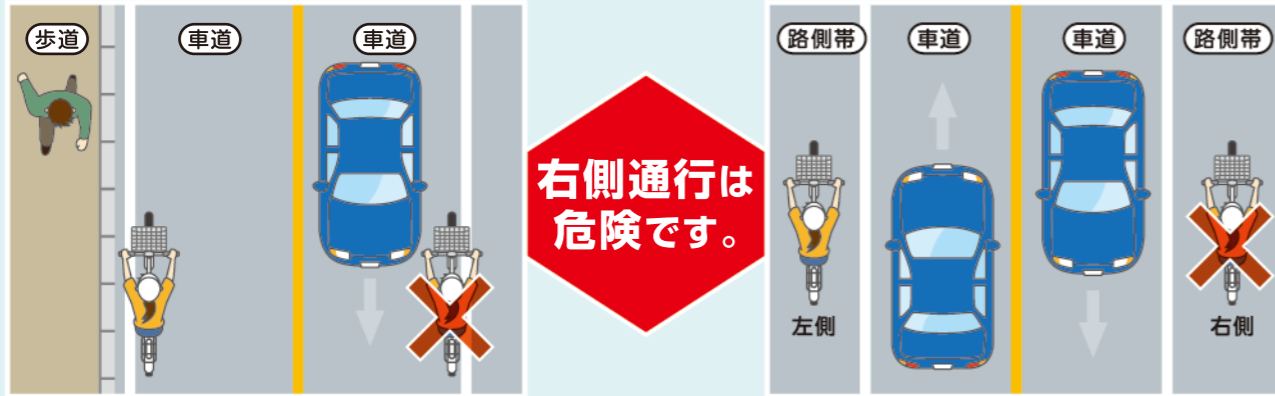
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/anzen/201903jyourei01.html>

松本市交通安全市民運動推進会議

自転車を安全に乗るために

具体的な走行方法を紹介します。

自転車は左側通行



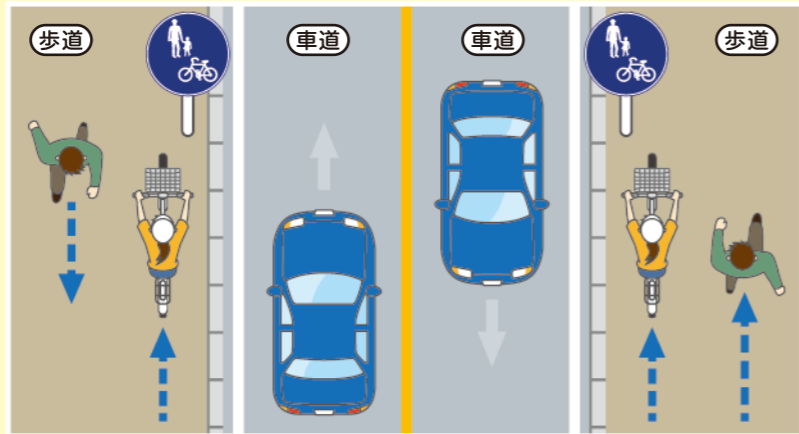
自転車は車道左側端を通行しなければなりません。

路側帯も左側通行 右側通行はできません。(路側帯は歩行者優先です)

歩行者を優先

自転車歩道通行可の標識のある歩道

自転車通行可の歩道では、右側通行が可能です。歩行者を優先し、車道寄りを徐行しなければなりません。

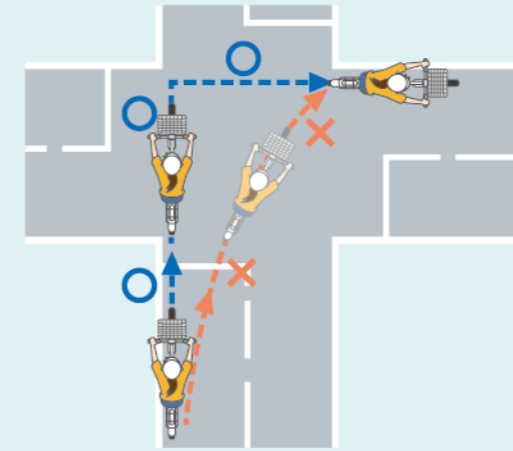


自転車は誰もが手軽に乗れる便利な乗り物です。交通ルールを守って、安全運転を心がけましょう。

交差点は二段階右折

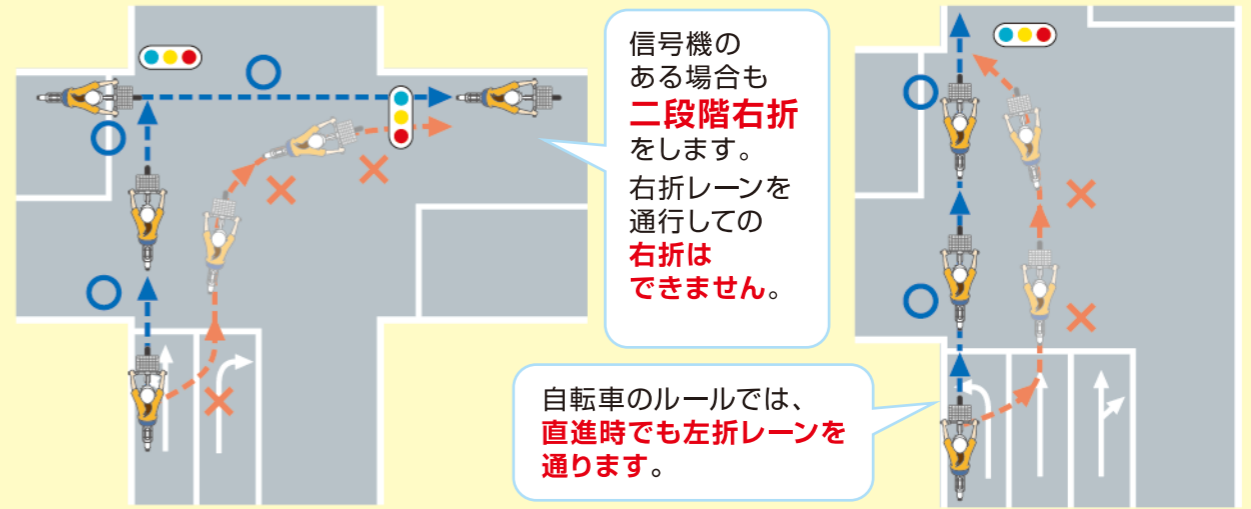


交差点では、青線のように通行しなければなりません。



赤線のように中央寄りからは右折できません。

信号機がある場合は…



信号機のある場合も二段階右折をします。右折レーンを通行しての右折はできません。

自転車のルールでは、直進時でも左折レーンを通ります。

自転車用ヘルメットを着用しましょう!



『事故や転倒で頭をぶつけてしまったら…』想像するとちょっとコワイですね?大切な頭を守るためにヘルメットを着用しましょう。

令和5年4月

自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました



知っていますか? 『矢羽根マーク』

矢羽根マークは自転車に乗るみなさんに走行する場所と方向を示す目印です

矢羽根マークは道路交通法に規定されている自転車の通行方法について、自動車の運転手、自転車利用者それぞれに分かりやすく示し、道路を利用する全ての皆さまの安全性を高めることを目的として設置されたものです。



自転車で矢羽根マークを走ると…

- 自然に車道を左側通行できます。
- 歩行者との事故が減ります。
- 車の運転手が自転車に気づきやすくなります。

自転車利用の皆さんへ

矢羽根マークは自転車が通行する場所を示したもので、自転車優先場所ではありません。矢羽根マークがある道路を走行中でも、自動車・歩行者には十分注意して通行してください。